

事前説明第5号

札幌圏都市計画
流通業務地区の変更(案)
(市決定)

令和元年6月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

札幌圏都市計画流通業務地区の変更（札幌市決定）

都市計画流通業務地区を次のように変更する。

名 称	面 積 (h a)	備 考
大谷地流通業務地区	約 187	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

大谷地流通業務地区のうち、流通業務市街地として整備する見込みのない区域においては、流通業務地区を廃止する。

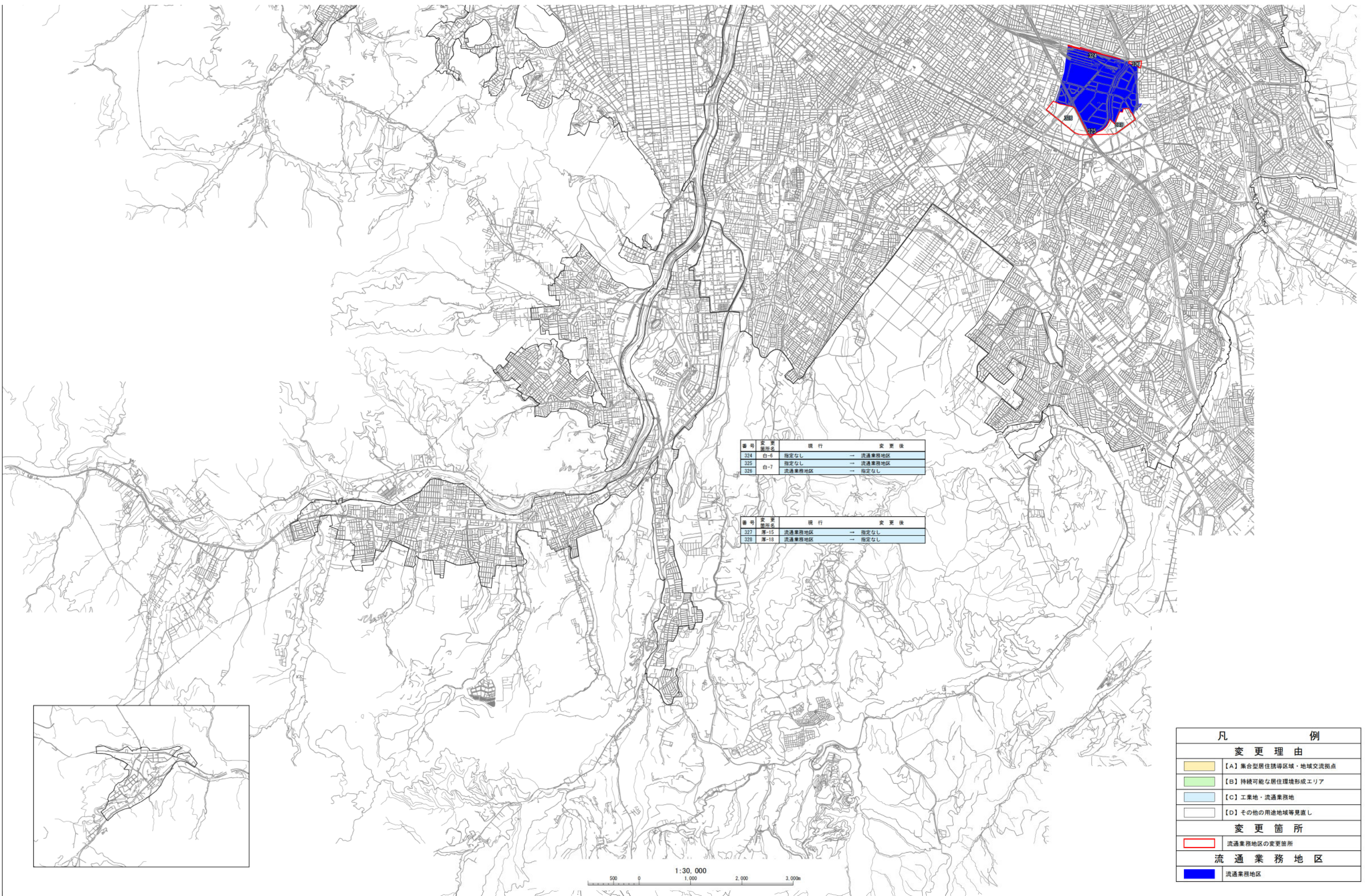
あわせて、土地の合筆により地番界が消失し、流通業務地区の境界が不明となった部分について、近傍の明確な地番界に境界を置き換えるため、区域の変更を行う。

札幌圏都市計画流通業務地区新旧対照表

名 称	面 積 (h a)		
	新	旧	増減
大谷地流通業務地区	約 187	約 230	△43

札幌圏都市計画 流通業務地区 変更箇所図

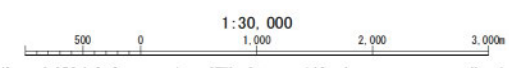




番号	変更箇所名	現行	変更後
324	白-6	指定なし	→ 流通業務地区
325	白-7	指定なし	→ 流通業務地区
326	白-7	流通業務地区	→ 指定なし

番号	変更箇所名	現行	変更後
327	黒-15	流通業務地区	→ 指定なし
328	黒-18	流通業務地区	→ 指定なし

凡 例	
変更理由	
	【A】集合型居住誘導区域・地域交流拠点
	【B】持続可能な居住環境形成エリア
	【C】工業地・流通業務地
	【D】その他の用途地域等見直し
変更箇所	
	流通業務地区の変更箇所
流通業務地区	
	流通業務地区



変更理由 凡例
 【A】： 集合型居住誘導区域・地域交流拠点
 【B】： 持続可能な居住環境形成エリア
 【C】： 工業地・流通業務地
 【D】： その他の用途地域等見直し

流通業務地区変更箇所別概要表

(札幌市)

整理番号	決定(変更)箇所名	決定(変更)内容		決定(変更)面積(ha)	現況及び決定(変更)理由	関連する措置
		現在	決定(変更)			
		種類	種類			
324	白-6	指定なし	流通業務地区	1.5	流通業務地区の境界が不明瞭な部分について、区域の変更を行う【C】	特別用途地区高度地区
325	白-7	指定なし	流通業務地区	0.3	流通業務地区の境界が不明瞭な部分について、区域の変更を行う【C】	特別用途地区高度地区
326		流通業務地区	指定なし	24.5	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区
327	厚-15	流通業務地区	指定なし	1.8	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区
328	厚-18	流通業務地区	指定なし	16.4	流通業務市街地として整備する見込みのない区域について、流通業務地区を廃止する【C】	特別用途地区高度地区